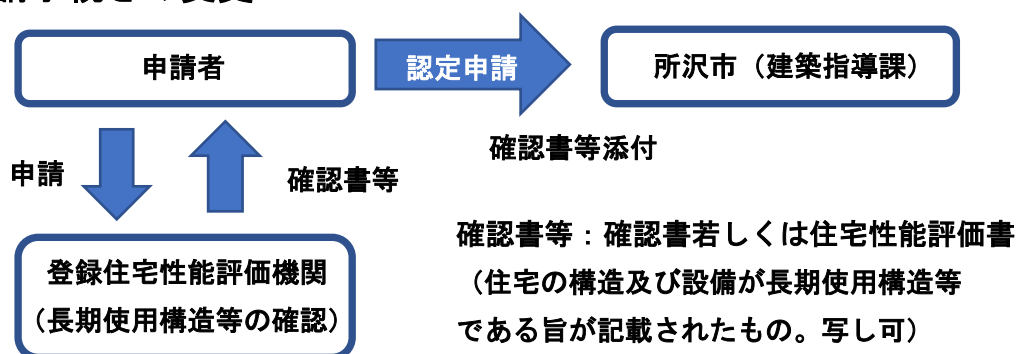


令和4年2月20日受付以降

長期優良住宅の申請手続きが変わります！

令和4年2月20日より長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正により手続きが変更になります。ただし、令和4年2月19日以前に取得した適合証等は従前の通り使用できます。

(1) 申請手続きの変更



(2) 申請手数料の変更

改正前：一戸建ての住宅（新築・適合証あり）	6,000円
改正後：一戸建ての住宅（新築・確認書等あり）	8,000円

(3) 共同住宅等の住棟認定への変更

共同住宅（2以上の区分所有者が存する住宅）の認定が、住戸単位から住棟単位へ変更になります。

(4) 災害配慮事項が認定基準に追加（当市では令和4年4月1日より対象とします）

認定できない区域に、自然災害のリスクが特に高い土砂災害特別警戒区域等が追加されます。

→ [土砂災害ハザードマップ](#)

(5) 長期優良住宅型総合設計制度の創設

一定の敷地面積を有し、公開空地の確保など市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に容積率の割増しを行うことができる長期優良住宅型総合設計制度（許可制度）が創設されます。